議案第75号

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年8月27日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の育児休業等に関する条例(平成4年つくば市条例第13号)の一部 を次のように改正する。

第2条の3第3号イ中「任命権者が」を「規則で」に改める。

附則第2項の見出しを「(給与に関する取扱いに係る経過措置)」に改める。 附則に次の1項を加える。

(特別職の職員等として在職した期間に関する経過措置)

4 令和2年4月1日前に任用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「改正前の地方公務員法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員及び改正前の地方公務員法第22条第5項に規定する臨時的任用により任用された職員(以下「特別職の職員等」という。)が会計年度任用職員として採用された場合は、当該特別職の職員等として在職した期間を会計年度任用職員として在職した期間とみなして、第2条の規定を適用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市職員の育児休業等に関する条例(平成4年つくば市条例第13号)新旧対照表

改正後

第1条―第2条の2 (電

第1条-第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア (略)

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として<u>規則で</u>定める場合に該当する 場合

第2条の4一第21条 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

改正前

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア (略)

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として<u>任命権者が</u>定める場合に該当する 場合

第2条の4一第21条 (略)

附則 附則 (略) (略) 1 1 (経過措置) (給与に関する取扱いに係る経過措置) (略) (略) (略) 3 (略) (特別職の職員等として在職した期間に関する経過措置) 4 令和2年4月1日前に任用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す る法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「改正前の地方 公務員法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員及び改正前の地 方公務員法第22条第5項に規定する臨時的任用により任用された職員(以下「特別 職の職員等」という。) が会計年度任用職員として採用された場合は、当該特別職 の職員等として在職した期間を会計年度任用職員として在職した期間とみなして、 第2条の規定を適用する。